

# 奈良県公報

名 称	告 示	目 次	ペー ジ
代表者の氏名	○特約業者の指定の取消し	一	一
所在地	○結核指定医療機関の指定	一	一
主たる事務所又は事業所の指定の取消しの年月日	○結核指定医療機関の指定辞退	一	一
奈良県知事 柿 本 善 也	○県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧	二	二
	○土地区画整理事業の換地処分完了	二	二
	○開発行為に関する工事の完了	三	二
	○道路の指定	三	二
	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	三	二
	○地域森林計画の公表	三	二
	○地域森林計画の変更の公表	三	二
	○右 同	三	二

奈良県告示第五百十三号  
奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第一百十条第一項の規定により、奈良県高田県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成十六年一月二十三日

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
杉本薬局病院前店	橿原市兵部町七一一四	平成十五年十一月三日
奈良県知事 柿 本 善 也	十日	

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
奈良県告示第五百十五号 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。		
まどか薬局	大和郡山市小泉町九一八	平成十六年一月六日
杉本薬局	橿原市兵部町七一一四	平成十五年十一月二日
ひまわり薬局	天理市戻之庄町四六九一五	平成十六年一月一日

奈良県告示第五百十四号  
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年一月二十三日

藤田石油株式会社	藤田 英則	大和高田市大東町六番地二	平成十五年四月三十日
----------	-------	--------------	------------

ひまわり薬局	天理市藏之庄町四六九一五	平成十五年十一月三十一日
奈良県告示第五百十六号		
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき 県営土地改良事業（県営農地開発事業・西和地区）計画を変更したので、同条第六項に おいて準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の写 しを次のとおり縦覧に供する。		
平成十六年一月二十三日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
一 縦覧期間	平成十六年一月二十六日から同年一月十六日まで	
二 縦覧場所	平群町役場及び三郷町役場	
奈良県告示第五百十七号		
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき 県営土地改良事業（一般農道整備事業・豊原地区）計画を変更しようとするので、同条 第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、変更後の当該土地改 良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。		
平成十六年一月二十三日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
一 縦覧期間	平成十六年一月二十六日から同年一月十六日まで	
二 縦覧場所	山添村役場	
三 その他		
変更後の計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対 し意見書を提出することができる。		
奈良県告示第五百十八号		
農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第八条第一項の規定により適用される土 地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三十三条第三項の規定により、いかるが の里服部農住組合から次のとおりいかるが里服部農住土地区画整理事業の換地処分を行 つた旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。		
平成十六年一月二十三日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
一 換地処分の年月日	平成十六年一月六日	
二 換地処分の内容		
奈良県告示第五百十九号		
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定による道 路を次のとおり指定した。		
平成十六年一月二十三日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
一 道路の種類	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）による道路	
二 路線名		
三 道路の指定区域		
四 道路の幅員	北葛城郡河合町池部一丁目一九〇番七並びに池部一丁目一八七番九及び一八八番一 の一部から池部一丁目一九番五及び三〇番三まで	
五 道路の延長	八・五五メートルから一〇・三三メートルまで	

一五・五〇メートル  
六 指定年月日 平成十六年一月十四日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び收支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年一月二十三日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあつた年月日

平成十五年十一月二十五日  
奈良県知事 柿 本 善 也

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ポルベールカシハラスポーツクラブ  
奈良県知事 柿 本 善 也

三 代表者の氏名

福西 達男

四 主たる事務所の所在地

橿原市新賀町四四八番地の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、地域のすべての人がスポーツに関わる活動に参加することができるよう、スポーツの指導、指導者派遣等の事業を行い、地域のスポーツ文化の振興、子どもの健全育成、健康増進、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により吉野森林計画区に係る平成十六年四月一日から平成二十六年三月三十日までの地域森林計画をたてたので、その関係図書を奈良県農林部林政課において閲覧に供します。

平成十六年一月二十三日

奈良県知事 柿 本 善 也

森林法の一部を改正する法律（昭和十五年法律第五十三号）附則第三条第一項及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）附則第十四項の規定により大和・木津川森林計画区に係る平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの地域森林計画を変更したので、その関係図書を奈良県農林部林政課において閲覧に供します。

平成十六年一月二十三日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十五年十一月十九日第七一一八九号  
奈良県知事 柿 本 善 也

二 検査済証番号

平成十六年一月二十四日第五九四五号  
奈良県知事 柿 本 善 也

三 開発区域に含まれる地域

橿原市醍醐町二七〇番地ノ一、二七〇番地ノ七の一部、二七一番地ノ一の一部及び二七二番地ノ三  
奈良県知事 柿 本 善 也

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市内膳町五丁目三番地ノ一〇  
井上吉夫  
奈良県知事 柿 本 善 也

【定価】 一ヶ月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町二二〇  
電話 ○七四二一三一一〇一〇一(代)

印 刷

株式会社 春 日

奈良市三条栄町九一八  
電話 ○七四二一三五一七三三(代)

本誌は再生紙を使用しています。